

青森県建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物の建築に関する届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(届出の添付図書)

第3条 施行規則第12条第1項（施行規則第14条第1項並びに施行規則附則第2条第1項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条に規定する設計住宅性能評価書の写し
- 二 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書等の写し
- 三 その他所管行政庁が必要と認める図書

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 施行規則第12条第4項（施行規則第14条第1項並びに施行規則附則第2条第1項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、前条第1号又は第2号に掲げる図書を添付する場合にあっては、各種計算書とする。

(申請の取下げ)

第5条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者が、当該計画を取り下げようとするときは、取下書（第1号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(特定建築行為の取りやめ)

第6条 建築主又は国等の機関の長は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為を取りやめる場合は、特定建築行為を取りやめる旨の申出書（第2号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(記載事項等の変更)

第7条 建築主又は国等の機関の長は、法第12条第2項、第13条第3項、第19条第1項若しくは第20条第2項又は法附則第3条第2項若しくは第8項に規定する軽微な変更をしよう

とする場合は、記載事項等変更届（変更通知書）（第3号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明）

第8条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、施行規則第11条の書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書交付申請書（第4号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

2 地域県民局長は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る計画の変更が施行規則第3条（施行規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書（第5号様式）を交付するものとする。

（基準適合命令）

第9条 知事は、法第14条第1項の規定により建築主に対し基準適合命令をする場合は、基準適合命令書（第6号様式）により行うものとする。

（指示）

第10条 地域県民局長は、法第16条第1項若しくは第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定により指示する場合は、指示書（第7号様式）により行うものとする。

（措置命令）

第11条 知事は、法第16条第2項若しくは第19条第3項又は法附則第3条第4項の規定により措置命令をする場合は、措置命令書（第8号様式）により行うものとする。

（報告の徴収）

第12条 知事は、法第17条第1項若しくは第21条第1項又は法附則第3条第10項の規定により建築主等に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第9号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた建築主等は、報告書（第10号様式）を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。